

航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告（平成 30 年度上半期） （要約版）

1. 安全上のトラブル等の発生の概況

（1）平成 30 年度上半期の本邦航空運送事業者における航空事故、重大インシデント及び安全上のトラブル（以下これらをまとめて「安全上のトラブル等」といいます。）の発生件数は、487 件（航空事故 6 件、重大インシデント 2 件、安全上のトラブル 479 件）^{注1}でした。このうち、航空事故及び重大インシデントの概要は、以下のとおりです。

○ 航空事故（6 件）

- 平成 30 年 4 月 15 日、せとうち SEAPLANES 機（境ガ浜沖→同左、クエスト式 Kodiak 100 型）が離着水訓練中、フロートと胴体を結合する支柱、胴体等を破損した。
- 平成 30 年 6 月 6 日、エアージャパン機（ホーチミン→成田国際空港、ボーイング式 767-300 型）がホーチミンにおいて地上走行中にブレーキをかけた際、客室乗務員 5 名が負傷（内 1 名が左腰椎横突起骨折）した。
- 平成 30 年 6 月 7 日、エクセル航空機（那覇空港→栗国空港、ユーロコプター式 AS350B3 型）が、空輸飛行中、緊急状態である旨の送信を行った後、海上に墜落し、機長 1 名が負傷（首及び腰の骨折）した。
- 平成 30 年 6 月 24 日、日本航空機（新千歳空港→東京国際空港、ボーイング式 777-300 型）が飛行中、機体が動揺した際に客室乗務員 1 名が負傷（左足外果骨折）した。
- 平成 30 年 7 月 25 日、岡山航空機（岡南飛行場→同左、セスナ式 172R 型）が飛行中、鳥衝突により機体を破損した。
- 平成 30 年 8 月 27 日、バニラ・エア機（関西国際空港→奄美空港、エアバス式 A320-214 型）が飛行中、機体が動揺した際に客室乗務員 1 名が負傷（尾骨骨折）した。

○ 重大インシデント（2 件）

- 平成 30 年 5 月 24 日、日本航空機（熊本空港→東京国際空港、ボーイング式 767-300 型）が、上昇中、第 1（左側）エンジンに不具合が発生したため、引き返した。到着後の点検で、当該エンジンのケース等に損傷が確認された。
- 平成 30 年 6 月 14 日、琉球エアークommューター機（宮古空港→那覇空港、ボンバルディア式 DHC-8-402 型）が着陸許可を受けて那覇空港に進入中、他の航空機が滑走路に進入したため、管制官の指示により着陸を中止した。その後、他の航空機が滑走路を離脱したため、琉球エアークommューター機は那覇空港に着陸した。

^{注1} 本邦航空運送事業者からの安全上のトラブル等の報告は 530 件ありましたが、同一事象に関して複数報告された事案については、ここでは 1 件として計上しています。報告された安全上のトラブル等については、「航空輸送の安全にかかわる情報（平成 30 年度上半期）」の別冊を御参照下さい。

上記の他、重要度が高く、要因や再発防止策等について情報共有の必要性が高いと認められた主要な安全上のトラブル 20 件について、事案の概要、航空運送事業者による対策、国土交通省航空局による措置等を取りまとめました^{注2}。

また、平成 29 年度に発生した主要な安全上のトラブル等のうち、これまでに進展のあったものについても取りまとめました^{注3}。

(2) 平成 30 年度上半期に本邦航空運送事業者において発生した個々の安全上のトラブルの要因を分析し、内容別に分類し、集計したものを次の表に示します。

安全上のトラブルの内容別分類件数^{注4}

機材 不具合	ヒューマンファクター						回避操作		発動機の 異物吸引に よる損傷	部品 脱落	危険物の 誤輸送等 ^{注7}	その他
	運航	客室	整備	地上 作業	製造	その他	TCAS RA ^{注5}	GPWS ^{注6}				
152	55	5	63	37	3	3	82	38	9	12	15	5
	166						120					

2. 安全上のトラブルの評価・分析と今後の対策

第 24 回航空安全情報分析委員会において、平成 30 年度上半期に航空運送事業者等において発生した安全上のトラブル等について審議した結果、それぞれの事案について関係者により必要な対応がとられており、引き続き適切にフォローアップを行っていくべきことが確認されました。

また、引き続き、以下の取組みを含む更なる輸送の安全確保に向けた取組みを進めることが必要であるとの評価を受けています。

- 安全上のトラブル等の航空安全情報の分析に基づく、機材不具合への対応、ヒューマンエラー防止への取組み、TCAS RA や GPWS による回避操作に係る情報の収集・共有を進め、各事案への対応を適確に行うこと。
- 安全情報の一層の活用により、個々の航空運送事業者の特徴に応じた監査を実施すること。
- 航空運送事業者における安全管理システムの運営状況を確認し、必要な指導等を行うこと。

注2 「航空輸送の安全にかかわる情報（平成 30 年度上半期）」の別添 1 を御参照下さい。

注3 「航空輸送の安全にかかわる情報（平成 30 年度上半期）」の別添 2 を御参照下さい。

注4 分類別の件数は、要因分析の進捗等に伴い、今後変更されることがあります。

注5 航空機衝突防止装置の回避指示に基づく回避操作を表します。

注6 対地接近警報装置の作動に基づく回避操作を表します。

注7 危険物の漏洩^{えい}を含みます。